

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案及び平成七年運輸省告示第四十号を改正する  
告示案に関する意見募集について

令和4年1月  
国土交通省自動車局

国土交通省では、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案及び平成七年運輸省告示第四十号を改正する告示案について所要の改正を行うことを検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

**1. 意見募集の対象**

「道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案及び平成七年運輸省告示第四十号を改正する告示案について」

**2. 資料入手方法**

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省自動車局自動車情報課において資料を配付します。

**3. 意見募集期間**

令和4年1月12日(水)から令和4年2月10日(木)まで  
(郵送の場合は締切日までに必着)

**4. 意見提出先・提出方法**

次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめご承知ください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）

意見提出フォームに必要事項を記載し、提出してください。

(2) 電子メールでの提出（テキスト形式でお願いします）

電子メールアドレス：hqt-jidoushajoho@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局自動車情報課 あて

※件名に「道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案及び平成七年運輸省告示第四十号を改正する告示案に対する意見提出」と記載してください。

(3) FAXでの提出

国土交通省自動車局自動車情報課 あて

F A X : 0 3 - 5 2 5 3 - 1 6 3 9

※冒頭に題名として「道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案及び平成七年運輸省告示第四十号を改正する告示案に対する意見提出」と記載してください。

(4) 郵送での提出

国土交通省自動車局自動車情報課 あて

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

※封筒に「道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案及び平成七年運輸省告示第四十号を改正する告示案に対する意見提出」と記載してください。

## **5. 留意事項等**

- ・ ご意見は日本語で提出してください。
- ・ ご提出頂きましたご意見については、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめご了承ください。（匿名をご希望される場合は、ご意見提出時にその旨お書き添え願います。）
- ・ ご提出頂いたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

## **6. お問い合わせ先**

国土交通省自動車局自動車情報課 意見募集担当

電話番号 03-5253-8111（内線 42-114）

